

平成 25 年 三 重 県 議 会 定 例 会

予 算 決 算 常 任 委 員 会

決 算 審 査 意 見 に 対 す る 考 え 方 に つ い て

平 成 25 年 10 月 1 日

病 院 事 業 庁

項目	頁
ア 平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について	(P 1)
ア - (1) 平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について (こころの医療センター)	(P 2)
ア - (2) 平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について (一志病院)	(P 3)
ア - (3) 平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について (志摩病院)	(P 4)
イ 未収金の回収と発生防止について	(P 5)

項目 ア	平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について	意見書 2頁
意見	<p>平成24年度の病院事業会計の収益的収支は、約2億1,644万円の赤字（純損失）であるものの、前年度に比べ約27億3,057万円収支が改善している。これは、平成23年度は総合医療センターの独立行政法人化に伴う一過性の要因（資本剰余金の病院間貸借の解消に伴う特別損失約27億9,261万円）があったことによるものである。</p> <p>平成24年度末の正味運転資本（内部留保資金）は、前年度（総合医療センターの約27億1,918万円を除くと約7億7,019万円）より約3億3,074万円増加し、約11億93万円（流動資産約14億9,361万円から流動負債約3億9,269万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約9億7,357万円）となっている。</p> <p>病院事業庁では、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため「三重県病院事業 中期経営計画（平成25年度～平成27年度）」を新たに策定したところであり、各年度における成果目標等の進行管理を的確に行うことにより、計画の着実な推進を図りたい。</p> <p>また、病院事業全体では、多額の累積欠損金が生じているなど厳しい状況が続いている。このため、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、国、県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、引き続き経営の健全化を図りたい。</p>	

### 1. 中期経営計画の進行管理と着実な推進について

「三重県病院事業 中期経営計画（平成25年度～平成27年度）」については、その着実な推進を図るため、計画期間中の各年度における具体的な取組や目標を掲げる「年度計画」を策定しています。

「平成25年度 年度計画」における取組や成果目標の状況等については、毎月、病院長若しくは運営調整部長を構成員とする会議を開催し、その状況を適時、的確に把握し、随時、具体的な事項について、協議・調整を行い、計画の着実な推進に努めています。

### 2. 経営の健全化について

医療を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、戦略的な経営を推進し、県民の皆さんに安全で良質な医療を安定的・継続的に提供するとともに、経営改善を進め経営の健全化に努めてまいります。

項目 アー (1)	平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について（こころの医療センター）	意見書 4頁
意見	<p>総収支は約2,145万円の黒字であり、前年度に比べ約25億5,052万円、収支が改善している。</p> <p>これは、資本剰余金の病院間貸借解消という一過性の要因が消滅したことにより、特別損失が前年度に比べ約26億8,581万円減少したことによる。</p> <p>なお、経常収支は、約1億2,573万円の黒字を確保しているものの、入院収益の減等により前年度に比べ約1億3,530万円収支が悪化している。</p> <p>病院機能の再編・推進を継続し、訪問看護などのアウトリーチサービスや、作業療法、デイケアといった日中活動支援を進めることで、地域生活支援体制を充実されたい。</p> <p>また、救急・急性期医療を推進し、民間病院では対応が困難な患者の受入れなど、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図られたい。</p>	

#### 1. 地域生活支援体制の充実に向けた取組について

入院医療中心から地域生活中心へという精神保健医療福祉の理念のもと、外来棟の整備や社会復帰施設等との連携強化に取り組んでいます。

今後も、病院機能の再編・推進を継続し、長期入院患者の社会復帰を促進するとともに、地域生活を行いながら適切な治療を受けられるよう、訪問看護やデイケア活動等の充実に取り組んでまいります。

#### 2. 精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実に向けた取組について

中核病院として担うべき役割を発揮するため、救急・急性期患者の受け入れや措置診察への対応など、精神科救急・急性期医療を推進するとともに、精神病症状に悩む若者への早期介入・早期支援やアルコール依存症治療、認知症治療、重度療養患者に対する治療といった先進医療の取組を進めてまいります。

項目 アー (2)	平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について（一志病院）	意見書 4頁
意見	<p>総収支は約8,784万円の赤字であるものの、前年度に比べ約794万円、収支が改善している。</p> <p>これは、資本剰余金の病院間貸借解消という一過性の要因が消滅したことにより、特別損失が前年度に比べ約1億680万円減少したことによる。</p> <p>なお、経常収支は、約7,444万円の赤字となり、入院及び外来収益の減等により、前年度に比べ約9,886万円収支が悪化している。</p> <p>地域の過疎化・高齢化が進む中、引き続き家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援に取り組むとともに、三重大学と連携し、家庭医（総合診療医）の育成拠点として医師の育成を図るなど、地域医療を担う人材の育成に努められたい。</p> <p>また、これからの地域医療には、保健、医療、福祉を包括した取組が必要であり、その体制の整備が求められていることから、全人的な医療に精通した家庭医が中心となり、関係機関や住民とともに、地域に最適な医療の体制づくりに取り組まれたい。</p>	

#### 1 地域医療を担う人材の育成について

平成19年度から三重大学医学部と連携し、家庭医療の実践に取り組んでいるところですが、平成24年度は家庭医（総合診療医）育成拠点として院内に宿泊可能な研修施設を整備するとともに、津市による三重大学寄附講座の取組が始まるなど、家庭医療にかかる機能のさらなる充実に取り組みました。

今後、こうした取組の成果も十分生かしながら家庭医療を実践し、家庭医の育成に取り組むとともに、県内の医師定着に貢献できるよう努めてまいります。

#### 2 地域に最適な医療の体制づくりについて

保健・医療・福祉の関係者とともに「白山・美杉地域ケア会議」を開催するなど、連携した取組を行っているところです。

今後、こうした取組をさらに進め、家庭医が中心となり、関係機関はもとより地域住民のみなさんとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに取り組んでまいります。

項目 アー (3)	平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等について（志摩病院）	意見書 5頁
意見	<p>平成24年度から指定管理者制度を導入していることから、平成24年度三重県病院事業会計には、収益面では入院及び外来収益などが、費用面では病院の直接的な運営経費の給与費や材料費などが含まれないこととなった。その結果、総収支は、赤字額が前年度の約23億2,982万円から約1億5,005万円に大幅に縮小している。</p> <p>なお、決算における前年度との比較については、運営主体が異なるとともに執行科目等が相違するため、正確に比較することは難しいが、参考に県の損益計算書と指定管理者から提出された事業報告書との合計額を前年度と比較すると、経常収支が大幅に改善している。</p> <p>指定管理者にあっては、入院機能、小児医療及び救急医療などの診療機能の段階的な回復に努め、常勤医師の確保など、より一層の診療体制の充実を図っているところである。病院事業庁においては、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、指定管理者と十分に協力・連携することにより、地域医療の確保・推進に努められたい。</p>	

#### 1 地域医療の確保・推進について

指定管理者制度を導入した志摩病院については、平成24年度は内科系医師の確保や休床していた一般病棟の一部再開（117床⇒132床）、救急患者受入体制の拡充を図ったところです。平成25年度においても、東洋医学・皮膚科医及び内科医を確保し、診療体制の充実に努めています。

今後とも診療体制が段階的に回復していくよう、管理運営協議会や毎月の業務報告の聴き取りなどの機会を通じて運営状況の把握を行い、基本協定等に基づき診療体制の回復が着実に進められるよう、病院事業庁としても、指定管理者に対して適切に指導・監督を行ってまいります。

項目 イ	未収金の回収と発生防止について	意見書 6頁
意見	<p>平成24年度末における病院事業庁全体（平成24年度から地方独立行政法人化した総合医療センター分を除く）の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、約4,385万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成24年度中に約1,065万円を回収（会計上の減額処理約684万円と合わせ約1,749万円減少）しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成24年度においては、約1,138万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p>	

### 1. 未収金の回収と発生防止について

過年度の未収金となってからの回収はより困難となるため、今後も発生防止と発生直後の対策に最大限注力するとともに、過年度未収金となった場合は、さまざまな対策を講じて回収に努めてまいります。

なお、未収金の回収と発生防止に向けては、引き続き次の対策を講じていきます。

#### (1) 回収対策

- ①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行います。
- ②理由なく支払が無い場合は、支払督促をはじめとする法的措置を行います。  
（※24年度は32件、約537万円について法的措置を実施）
- ③回収困難な債権への対応を強化するため、弁護士に回収業務を委託します。  
（※24年度は60件、約1,318万円を委託）

#### (2) 発生防止対策

- ①入院時に、入院費用や高額療養費制度に係る説明資料を患者等に配布し、入院費用に関する早期の相談を呼びかけます。
- ②病院内の各部門が連携し、患者の状況に応じて利用可能な公費負担制度等の説明やその申請のサポートを行います。
- ③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図ります。